

かまくら 勤労市民ニュース

令和8年(2026年)10月2日 No.131
編集発行 鎌倉市産業課勤労者福祉担当
〒248-8686 鎌倉市御成町18-10
電話 0467-61-3853
eメール rousei@city.kamakura.kanagawa.jp
URL <http://www.city.kamakura.kanagawa.jp/>

神奈川県最低賃金の改定のお知らせ

令和8年(2026年)10月1日から

時間額 1,279 円

改定前 1,225 円より
54 円引上げ

神奈川県最低賃金は、県内事業場で働く常用・臨時・パート・アルバイト等の雇用形態や呼称の如何を問わず、すべての労働者とその使用者に適用されます。

また、次の賃金は最低賃金の対象となる賃金に含まれません。

- ① 精皆勤手当、通勤手当、家族手当
- ② 臨時に支払われる賃金
- ③ 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金
- ④ 時間外、休日労働に対する賃金、深夜割増賃金

10月・11月は労働相談強化期間です

近年、顧客や取引先、施設利用者などからの迷惑行為が原因で職場環境が悪化し、労災につながるケースが増加しています。この状況を受け、労働施策総合推進法が改正され、令和8年10月1日以降、使用者に対してカスタマーハラスメント対策が義務付けられます。そこで、県では、カスタマーハラスメント対策をテーマに、10月・11月を「労働相談強化期間」としています。

「労働相談強化期間」では、職場で起きているトラブルの解決促進に向け、弁護士や心理相談員による特別労働相談会、身近な駅などで街頭労働相談を実施します。また、様々な労働問題に関する課題等を扱ったセミナーを開催します。

街頭労働相談

駅やショッピングセンター等のスペースで街頭労働相談を行います。
詳しくは労働センターのホームページをご覧ください。



弁護士による特別労働相談会（予約制）

10月 かながわ労働センター本所、川崎支所、湘南支所、県央支所
11月 かながわ労働センター本所

心理相談員による特別労働相談会（予約制）

11月18日(水) 13:30~16:30
かながわ労働センター本所で開催します。



労働相談強化期間について
のホームページ

【問い合わせ先】

かながわ労働センター本所 Tel 045-633-6110 (代)

市の労働相談は
4面に掲載しております

労働施策総合推進法の改正により 10 月 1 日から、
カスタマーハラスメント対策が義務化されます！



職場におけるカスタマーハラスメントとは

「顧客、取引の相手方、施設の利用者その他の事業主の行う事業に関係を有する者が行う、社会通念上許容される範囲を超えた言動により、労働者の就業環境が害されること。」この要素をすべて満たすものを指します。

基本的な枠組み

カスタマーハラスメント対策として事業主は、以下の措置を必ず講じなければなりません。

施行に向け、改正法を確認し、指針の内容に沿った取組みを行う準備をしてください。

- (1) 事業主の方針等の明確化、労働者への周知・啓発
- (2) 相談体制の整備
- (3) 事後の迅速かつ適切な対応
- (4) 対応の実効性を確保するために必要なカスハラ抑制のための措置
- (5) 相談者のプライバシーの保護や、不利益な取扱いを受けない等、併せて講ずるべき措置

問合せ先

「STOP！カスハラ！！かながわ宣言」について
雇用労政課労政グループ Tel 045-210-5739

STOP!カスハラ!!

かながわ宣言



事業主・労働者の皆さま 不登校の現状をご存じですか

1 「不登校」とは

何らかの心理的、あるいは社会的要因・背景等により、登校しない、したくともできない状況にあるため、年間 30 日以上欠席した児童生徒であり、令和 6 年度の小・中学校の不登校児童生徒数は約 35 万 4 千人と過去最多となっています。

不登校対策については、各学校や教育委員会、地域等が主体となって取り組んでいますが、子供が不登校となった場合、保護者が自宅で子供を見守らざるを得なくなるなど、保護者の就業にも影響が生じ得ることに留意が必要です。

2 職場における周知にご協力ください

各企業において、不登校を理由に休業・離職に追い込まれる状況を防ぐ観点から、従業員に対して、不登校対策に関する行政の取組や相談窓口に関する情報の周知にご協力をお願いします。

なお、不登校を理由とした休業を最長 2 年間まで利用することができる休業制度を導入している企業の例もありますので、こうした制度についても併せてご検討ください。

3 神奈川県取組

相談窓口について



県では、仕事と育児等の両立に向けた職場環境整備に取り組む中小企業等に対し、奨励金を交付しています。不登校の子供のケアも含む、柔軟な働き方を実現するための措置を新たに就業規則に整備した場合も、奨励金の対象となりますので、事業主の皆さまにおかれましては、県の「多様な人材が活躍できる職場環境整備支援奨励金」もご活用ください。（募集期間は令和 8 年 10 月 30 日(金)まで）

4 問合せ先

不登校による離職について：Tel 045-210-5739

奨励金の詳細について

奨励金について：Tel 050-5838-4786（平日 8:30-17:15）



かながわちょこっと雇用に取り組む県内企業等を募集します

障がい者の週 10 時間未満の短時間雇用の普及促進

県では、現行の障害者雇用率制度では算定対象となっていない「週 10 時間未満の短時間雇用」についても雇用率の算定対象に加えるよう、国に提案しています。

この提案の実現に向け、県では今年度から、週 10 時間未満の短時間による雇用事例を創出し、広く発信する事業を実施しています。

長い時間、働くことが難しい方の働き方の選択肢を広げる取組に、県と共に取り組む県内企業等を募集します。仕事内容の選定やインターンシップ、採用活動等を伴走支援しますので、ぜひご応募ください。詳しくは、県ホームページをご覧ください。問合せ先にご連絡ください。

かながわちょこっと雇用



● 問合せ先

神奈川県産業労働局労働部雇用労政課障害者雇用促進グループ Tel 045-210-5871

【企業向け】障がい者の職場定着に関する相談窓口のご案内！

県では、障がい者の職場定着を促進させるため、県内企業を対象とした相談窓口を開設しています。電話又は問合せフォーム（電子申請）で、お悩みを相談してみませんか。

支援員が、障がい者の職場定着に向けて支援します。

また、必要に応じて、支援員によるアドバイザー派遣等も行います！

※アドバイザー派遣のほか、相談窓口内の相談ブースや、オンラインでの面談も可能です。

■ 相談窓口の開所時間

10:00 から 17:00 まで（祝日・休日・年末年始を除く月曜日～金曜日）

■ 電話番号

Tel 044-201-8733

■ 問合せフォーム（電子申請）による相談は右の二次元コードから！（24 時間受付）

相談窓口



鎌倉市障害者二千人雇用センターをご利用ください

鎌倉市では、障害のある方の社会参加、自立に向け、障害者雇用を促進することを目的とした「鎌倉市障害者二千人雇用センター」を福祉センター内に開設しました。ここでは、障害のある方の「働きたい」「働き続けたい」、企業の「雇用したい」「雇用し続けたい」をサポートします。

ぜひご利用ください。

■ 場所 鎌倉市福祉センター 1 階（鎌倉市御成町 20-21）

■ 連絡先 Tel 0467-53-9203

■ メール koyoucenter@npo-mind.or.jp

◎ 利用料 無料

◎ 開所日 月曜日～金曜日、第 2・第 4 土曜日（国民の休日及び年末年始を除く）

◎ 受付時間 9:30～17:00

二千人雇用センター



◆シニアのための鎌倉市合同就職説明会を開催します◆

鎌倉市内に事業所を置く様々な業界の企業が一堂に会し、鎌倉で働く魅力に溢れた求人を各社からご紹介します！

概ね 60 歳以上の方で、お仕事をお探しの方は、この機会をお見逃しなく！

日時 : 11 月 12 日 (木) 13:30~16:00

場所 : KOTOWA 鎌倉 鶴ヶ岡会館 (小町 2-12-27)

参加企業 : 10 社程度

対象 : 鎌倉で働きたい方 (概ね 60 歳以上の方)

お問い合わせは産業課勤労者福祉担当 Tel 0467-61-3853

詳細はこちらから



各種相談

予約制・相談無料・秘密厳守！

鎌倉市では、専門家による労働問題に関する個別相談を無料で行っています。詳しい日時等は、広報かまくらに掲載しています。電話予約のうえお気軽にご利用ください。

※対面での相談となります。体調不良の際は相談をご遠慮ください。(メール労働相談を除く)

予約・問い合わせ：鎌倉市 産業課 勤労者福祉担当

Tel 0467-61-3853 (直通) (予約受付は原則前月 20 日から)

(就労支援相談のみ前月 1 日から)

各種相談詳細は鎌倉市
HP をご確認ください



メールによる労働相談

回答まで一週間程度のお時間をいただく場合があります。メールによるご相談は、原則として一回の往復に限ります。労働問題全般にわたり相談に応じます。(社会保険労務士)

労働相談

職場での様々な労働問題や年金問題等について相談に応じます。勤労者、雇用者どちらでも相談可能です。(社会保険労務士)

メンタルヘルス相談

職場や労働環境のストレスで悩んでいるご本人や家族、その同僚や雇用者の相談に応じます。(シニア産業カウンセラー・精神保健福祉士)

就職支援相談

就職活動の進め方、履歴書・職務経歴書の書き方、面接対策等就職活動に関する事なら何でも相談に応じます。(キャリアコンサルタント)

※【出張相談会】

- ・日 時 令和8年(2026年)10月28日(水) 13時30分~16時
- ・場 所 大船支所
- ・予 約 10月27日(火)まで



就職支援相談の
ホームページ

